

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第15条）
- 第3章 自己情報の開示等（第16条—第25条）
- 第4章 審査請求（第26条—第27条）
- 第5章 雑則（第28条—第30条）
- 第6章 罰則（第31条—第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、広域連合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(3) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

(4) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人を

いう。

(5) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 書籍、雑誌、新聞その他一般に頒布し、又は販売することを目的として発行されているもの

イ 広報用の資料その他一般の利用に供することを目的として管理しているもの

ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(6) 個人情報取扱事務 個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報を記録した行政文書を使用する事務をいう。

(7) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文書を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他広域連合長が定めるものを除く。

(8) 開示 閲覧若しくは視聴に供し、又は写しを交付することをいう。

(9) 保有個人情報 行政文書に記録されている個人情報をいう。

(10) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を、電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(11) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(12) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(13) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業活動に伴う個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人に関する個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(適正収集)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(収集禁止事項)

第7条 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関が、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第16号）第15条に規定する岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞いて、個人情報を取扱う事務の性質上当該個人情報が必要不可欠であると認めるとき。

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を処理する場合であって、本人から収集したのでは、当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当の理由があると認められるとき。
- (8) 国、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

2 申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該行為者以外の個人情報が収集され

たときは、当該個人情報、前項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)について、その収集目的の範囲を超えた利用又は実施機関以外のものへの提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 実施機関の内部において利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合であつて、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の必要な限度で使用し、かつ、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、保有特定個人情報を、その収集した目的以外の目的のために利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該実施機関の保有する保有特定個人情報であるものを利用することができる。ただし、番号法の定めるところにより、情報提供ネットワークシステム(番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。)を使用して他の個人番号利用事務実施者(番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。)から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、その収集した目的以外の目的のために、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を利用することができる。ただし、保有特定個人情報をその収集した目的以外の目的のために利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(提供先に対する措置要求)

第10条 実施機関は、実施機関以外の者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。

(情報機器の結合による提供の制限)

第11条 実施機関は、実施機関以外の者に対して、通信回線を用いた電子計算機その他

の情報機器の結合（保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にするものに限る。）による保有個人情報の提供をしてはならない。ただし、実施機関が、審査会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

（個人情報取扱事務の届出）

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ広域連合長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び内容
- (2) 個人情報の収集目的
- (3) 個人情報の収集対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、又は変更した日以後において、遅滞なく同項の例により広域連合長に届け出なければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を広域連合長に届け出なければならない。

4 広域連合長は、前3項の規定により届出があったときは、速やかに当該届出の内容を審査会に報告しなければならない。

5 広域連合長は、個人情報取扱事務について届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

6 前各項の決定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報取扱事務については、適用しない。

（適正な維持管理）

第13条 実施機関は、個人情報を取扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新のものとするよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、速やかに、保有する必要のなくなった個人情報を消去し、又は当該個人情報に係る行政文書を廃棄しなければならない。

4 実施機関は、前3項の事務を処理するため、個人情報保護の管理責任者を定めなければならない。

（委託に伴う措置）

第14条 実施機関は、個人情報を取扱う事務を外部に委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（受託者等の責務）

第15条 実施機関から個人情報を取扱う事務の委託を受けた者（次項において「受託者」

- という。)は、受託した当該事務の処理に当たり、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者及び受託した当該事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務の処理に当たって知り得た個人情報を他人に漏らし、又は受託した目的の範囲を超えて使用してはならない。

第3章 自己情報の開示等

(自己情報の開示請求)

第16条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。(以下「自己情報」という。))の開示を請求(以下「開示請求」という。)することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人がすることができないやむを得ない理由があると認められる場合に限り、本人に代わって開示請求(保有特定個人情報に係るものを除く。)をすることができる。

(自己情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれているときを除き、当該自己情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (3) 個人の評価、判定、選考、診断、指導、相談、推薦等に関する自己情報であって、開示しないことが正当と認められるもの
- (4) 広域連合の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した自己情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの
- (5) 監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究その他の実施機関の事務又は事業に関する自己情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な執行に関し著しい支障を生じるおそれがあるもの
- (6) 代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該本人の利益に反すると認められるもの

(一部開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分を容易に分離でき、かつ、それにより開示請求の趣旨が損なわれないときは、当該不開示情報に係る部分を除いて開示

しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

3 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報を開示するときは、その除いた部分の程度を明示しなければならない。ただし、当該除いた部分の程度を明示することにより、不開示情報を除くことにより保護される権利利益が害されるときは、この限りでない。

（自己情報の存否に関する情報）

第19条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（自己情報の訂正、削除及び中止に係る請求）

第20条 何人も、自己情報について事実と誤りがあるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

2 何人も、第6条から第8条までの規定に違反して自己情報が収集されたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

3 何人も、第9条から第9条の3の規定に違反して自己情報の目的外利用等が行われていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

4 第16条第2項の規定は、前3項に規定する請求（以下「訂正等の請求」という。）について準用する。

5 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているときは、実施機関に対し、当該特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下この条において同じ。）の削除を請求することができる。

6 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは、当該記録の削除を請求することができる。

（開示請求等の手続）

第21条 開示請求又は訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 請求区分

(2) 氏名及び住所

(3) 開示請求又は訂正等の請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求又は訂正等を請求しようとする者は、当該請求に係る自己情報の本人又はその代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正等の請求に係る事実を証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。

4 実施機関は、第1項の請求書が到達したときは遅滞なく審査を開始し、請求書の記載事項、添付書類等に不備がある場合その他の形式上の要件に適合しない場合は、速やかに、開示請求又は訂正等の請求をした者（以下「開示等請求者」という。）に対し相当の期間を定めて請求書の補正を求め、又は開示請求若しくは訂正等の請求を拒否しなければならない。

（訂正等の請求による停止）

第22条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、次条の規定による決定を行うまでの間、当該訂正等の請求に係る自己情報の利用又は提供を停止するものとする。ただし、停止することによって実施機関の事務又は事業の適正な執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

（請求に対する決定等）

第23条 実施機関は、開示請求があったときは当該開示請求があった日から起算して15日以内に当該開示請求に係る自己情報を開示する旨又は開示しない旨の決定を、訂正等の請求があったときは当該訂正等の請求があった日から起算して30日以内に当該訂正等の請求に係る自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第21条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示等請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項に規定する期間を、開示請求については45日、訂正等の請求については60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示しないとき（第19条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）、及び訂正等の請求に係る自己情報の全部又は一部の訂正等をしないときは、第2項の規定による書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、開示しない旨の決定をした自己情報が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。

5 実施機関は、開示請求に係る自己情報に広域連合及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示等の実施）

第24条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その記録されている行政文書の種類に応じて実施機関が定める方法により当該自己情報を開示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、自己情報の開示をすることによりその記録されている行政文書の保存に支障を生じるおそれがあるとき、第18条の規定による自己情報の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 3 自己情報の開示を受ける者は、当該開示に係る自己情報の本人又はその代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。
- 4 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該自己情報の訂正等を行わなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を開示等請求者及び現に当該自己情報の目的外利用等をしているものに対し通知するものとする。

(費用の負担)

第25条 この条例に基づく自己情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例に基づき自己情報（行政文書を複製したものを含む。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該保有特定個人情報の写しを作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第4章 審査請求

(審理員の指名の適用除外)

第26条 この条例による実施機関の処分又は開示若しくは訂正等の請求における不作為に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第3条の規定による審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第27条 審査請求があつた場合は、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第16号）第16条に規定する岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第4項において同じ。）

(2) 開示請求者又は訂正請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除

く。)

- 3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 4 第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人から行政不服審査法第30条第1項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同条2項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれ審査会に送付するものとする。
- 5 第1項の規定により諮問をした実施機関は、行政不服審査法第32条に規定する証拠書類又は証拠物の提出があったときは、当該証拠書類又は証拠物を審査会に送付するものとする。

第5章 雑則

(他の制度との調整)

- 第28条 この条例の規定は、他の法令等（岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例を除く。）の規定により自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の手続が定められている場合については、適用しない。
- 2 この条例の規定は、一般の利用に供することを目的として管理している行政文書に記録されている個人情報については、適用しない。

(運用状況の公表)

- 第29条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

- 第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

- 第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第15条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第10号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第32条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第33条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第34条 第31条から前条までの規定は、広域連合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
- 第35条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務については、第12条第1項中「新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、次に掲げる事項を速やかに」と読替えて適用する。

3 この条例施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、利用及び提供については、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成30年2月22日広域連合条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。